

2011年11月25日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 御中

「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要」 に関する意見

- 1、意見提出者名：NPO 法人動物実験の廃止を求める会 (JAVA)
理事長 長谷川裕一 担当 和崎聖子
- 2、住所：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 404
- 3、TEL:03-5456-9311 FAX:03-5456-1011 Eメールアドレス java@blue.ocn.ne.jp
- 4、意見

(1) オークション市場の動物取扱業への追加

動物取扱業への追加ではなく、禁止すべきである。

<理由>

病気の犬猫の売買成立やトレーサビリティの障壁の問題が、動物の愛護管理のあり方検討小委員会でも指摘されている。また、大勢の人が集まり、大声を張り上げる騒がしいせりの場に幼齢動物がさらされる恐怖やストレスの問題、せり後の長距離輸送の問題等もある。

そもそも、オークション市場は犬猫の大量流通の根源であり、命ある生き物をモノのように扱う到底容認できない場である。

(2) 動物を譲り受けて飼養する事業者の動物取扱業への追加

動物取扱業へ追加することには賛成である。

「動物を譲り受けて飼養する事業者」以外にも現行法の動物取扱業の対象外となっている畜産動物や実験動物を扱う者をはじめ、生きた動物を扱う業を営む者はすべて対象にすべきである。

<理由>

「動物を譲り受けて飼養する事業者」については、動物の愛護管理のあり方検討小委員会でも引き取った動物を放置し、世話をしない事例が挙げられていた。犬猫以外でも問題が発生しているため、対象動物種は最低でも「哺乳類」に広げる必要があると考える。

生きた動物を扱うことを業としている以上、すべて動物取扱業の対象とし、規制することは当然と考える。なぜ、実験動物繁殖業者や動物実験実施施設などが追加業種の検討課題にすら挙がらないのか、甚だ疑問である。

(3) 犬及びねこの夜間展示の禁止等

生体のショーウィンドウ等の店頭展示には反対であり、店頭展示を禁じることが最も望ましいと考える。店頭展示禁止が今改正でできないとするならば、展示に関して、次のような規制措置を講じるべきである。

- (ア) 規制対象の動物は、犬猫だけでなく、現状の動物取扱業の対象である哺乳類、鳥類、爬虫類に、ペットショップで扱われている例の多い両生類と魚類も含め、「すべての脊椎動物」とする。
- (イ) 深夜は当然のこと、18時以降の生体の展示は禁止する。
- (ウ) 営業時間は1日8時間以内とし、途中で動物種や年齢等を考慮した適切な休憩時間も設けることを義務付ける。
- (エ) (ア)～(ウ)のほか、「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要」の(3)のと の事項

その他

法改正や、さらなる意見調整が必要な事項であるかと考えるが、これまで動物の愛護管理のあり方検討小委員会で議論されたり、多数のパブリックコメントが寄せられた、「移動販売の禁止」「移動展示の禁止」「対面販売・対面説明・生体確認の義務化」「8 週齢以下の犬猫を親や兄弟姉妹等から引き離すことの禁止」「犬猫の繁殖制限(年 2 回以上の出産をさせること/生後 2 歳以下、8 歳以上の犬猫に出産をさせること)措置の設置」「動物取扱業の対象動物種をすべての脊椎動物とすること」「飼養施設の適正化」について、必ずや今改正で実現していただくことを改めてお願い申し上げます。

以上